

告 示

埼玉県告示第三百号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―二四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県朝霞市根岸台三丁目一番二十、二十二

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千十四・二立方メートル